

第一種動物取扱業者等への監視、指導等の徹底について

環自総発第 1411181 号

平成 26 年 11 月 18 日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市
・中核市動物愛護主管部（局）長あて

昨今、第一種動物取扱業者（以下、「事業者」という。）と思われる者が、犬を不適切に管理している、あるいは、遺棄等した疑いの事例が報道されています。

第一種動物取扱業者による適切な動物の管理が重要であることから、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年環境省告示第 20 号）に規定されている、下記に示された事業者が遵守すべき基準等について、貴管内の事業者に対して、法第 24 条に基づく報告及び立入検査等の監視、指導等を徹底するとともに、不適切な事業者に対しては、法第 19 条に基づく登録の取り消し等及び第 23 条に基づく勧告及び命令を行う等、適切な対応をお願いします。

また、愛護動物の殺傷、虐待又は遺棄が疑われる事案が確認された場合は、警察に連絡するとともに、連携して、適切に対応願います。

記

- 犬猫等健康安全計画の遵守
- 犬猫等販売業者による販売の用に供することが困難となった犬猫等の終生飼養の確保
- 飼養施設の清掃、消毒等の衛生管理の徹底
- ケージ等の設備の十分な広さ及び空間の確保
- 飼養する犬猫の種類及び数に見合った飼養施設の構造及び規模、職員数の確保
- 飼養する犬猫の疾病及び傷害等の予防等の日常的な健康管理の徹底
- 疾病にかかり又は傷害を負った場合の適切な対応
- 犬猫を繁殖させる場合には、適切な職員数で、繁殖に適した個体、適切な繁殖回数で行い、繁殖の実施状況を記録した台帳の保管 等